

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認及び 国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明

1 政府は、集団的自衛権に対するこれまでの政府解釈を変更し、その行使を容認する動きを加速させ、集団的自衛権の行使を明記した国家安全保障基本法を近々国会に提出しようとしている。

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（「安保法制懇」、座長柳井俊二元駐米大使）は、2008年の「集団的自衛権行使を求める報告書」で検討された4類型（公海における米艦艇の防護、アメリカに向かう弾道ミサイルの迎撃など）に限定せず、集団的自衛権行使を全面的に容認する提言を、年内にまとめる報告書に盛り込む予定であると報道されている。また、本年9月27日、安倍首相が、こうした安保法制懇の議論について「国民的理解が進むよう努力したい」と意欲を示したとも報道されている。

2 ところで、これまで政府は、集団的自衛権について、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義した上で、「憲法9条の下においては許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきと解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されない」旨表明してきた。また、集団的自衛権の憲法解釈の変更がありうるかについて、政府は、「（政府の憲法解釈は）それぞれ論理的な追及の結果として示されてきたもの」であり、「政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある。憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題がある」と答弁していた。

このように、永らく確立された憲法解釈を時の政府の政策によって都合良く変更することは、厳格に定められた憲法改正手続を無視して憲法改正を行うに等しい行為であり、政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し、断じて許されない。

3 さらに、国家安全保障基本法案は、①「我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態」に自衛権を行使することを明記（10条）して正面から集団的自衛権行使を容認しているだけでなく、②「教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払う」べきことを定めて、国家安全保障を国の行政、国民生活上の最優先事項と位置づけ（3条）、③地方公共団体はもとより、国民に国家安全保障施策に協力すべき責務を課して国民を総動員することも定めている（4条）。さらに、④我が国の防衛とともに治安維持（「公共の秩序の維持」）を自衛隊の任務と定め（8条）、国連の安全保障措置等による国際活動への参加（多国籍軍へ

の参加を含む)への道を開き(11条)、⑤平和憲法の精神に立脚する国家の基本政策であった武器輸出禁止三原則を捨てて武器輸出を認めている(12条)。

集団的自衛権行使の公然たる容認と、自衛隊の海外活動任務及び治安維持任務の規定は、2012年4月に発表された自民党憲法改正草案の9条の2と実質的に同じであり、このとおりに国家安全保障基本法が制定されれば、事実上、憲法9条が改正されたのと変わらない事態を招来する。これは、下位の法律で憲法を改正する「法の下克上」ともいうべき極めて強引な手法であって、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とする(憲法98条)立憲主義に反する暴挙と言わねばならない。

4 加えて、国家安全保障基本法案は、これを実行すべく多くの下位法の制定を予定している。特定秘密保護法その他、国家安全保障会議設置法(日本版NSC設置法案。本年6月7日法案提出)、国際平和協力法(海外派遣の一般法)、自衛隊法改正(「集団自衛出動」的任務規定、武器使用権限に関する規定)、「集団自衛事態法」の制定などである。

これらが次々と制定されることになれば、国のあらゆる施策において国家安全保障が最優先され、国民の権利、自由が脅かされる事態となることが強く危惧される。

5 日本弁護士連合会は、2005年11月11日の第48回人権擁護大会における「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」、そして2008年10月3日の第51回人権擁護大会における「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」において、集団的自衛権の行使は憲法に違反するものであり、憲法の基本原理である恒久平和主義を後退させ、全ての基本的人権保障の基盤となる平和的生存権を損なうおそれがあることを表明してきた。

6 よって当会は、政府が集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの確立された政府解釈を変更してその行使を容認すること及び集団的自衛権の行使を明記した国家安全保障基本法を成立させようとすることに強く反対し、国に対し、憲法尊重擁護義務を堅持し、国民の基本的人権を擁護し、立憲主義の原則、恒久平和主義、戦争放棄の理念のもとに国政を運営されるよう強く求めるものである。

2013年(平成25年)11月7日

宮崎県弁護士会

会長 西田 隆二